

公的資金補償金免除繰上償還の概要

1. 経緯

公的資金（財政融資資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫）を過去に借入して道路や各施設等の整備を行ってきましたが、現在の借入利率より高い利率で借入を行ったものもあります。一般的にこれを繰上償還することができれば公債費の負担軽減が図られますが、借入契約により最終償還期日までの利子を補償金として支払う必要があったことから財政的な負担の軽減に繋がることはありませんでした。

しかしながら、普通会計においては「財政健全化計画」、公営企業会計では「経営健全化計画」を策定し、行財政改革を推進することを条件に、5%以上で借入を行ったものについて補償金が免除され繰上償還することが可能となり、また、その繰上償還財源として借換債を発行することが認められることとなりました。

2. 繰上償還額等

(単位：千円)

	繰上償還額	本来利子額	利子軽減額	補償金免除額
一般会計	409,472	64,915	26,629	16,526
公共下水道事業会計	5,212,993	1,640,739	870,819	616,558
農業集落排水事業会計	34,058	13,132	6,155	3,762
水道事業会計	264,287	49,553	35,682	29,133
病院事業会計	45,824	9,750	9,750	6,390
計	5,966,634	1,778,089	949,035	672,369

- ・繰上償還額は、平成19年度から平成21年度までの見込み額を計上しています。
- ・利子軽減額は、本来利子額と借換後の利子額との差額で、今後の借換債の額及び借入利率により変動します。
- ・補償金免除額は、財政融資資金を繰上償還する場合の額を計上しています。
- ・病院事業会計は、平成20年度中に経営健全化計画を策定する予定です。

3. 留意点

繰上償還を行うに当たっては、今後の行政改革効果額が公的資金繰上償還の補償金免除額を上回る必要があり、その達成が困難な場合は、繰上償還の中止及び新規の公的資金における貸付の制限を受けることがあります。

このため、行財政改革緊急行動計画[集中改革プラン]の着実な推進はもちろん、「第6次赤穂市行政改革大綱」においてもその効果額を実施計画に盛り込んだうえで、さらなる行財政改革への取組みが必要となります。